

令和 8 年度 弁理士 試験 論文式 筆記 試験 問題集

[必須科目：意匠]

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている意匠法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中に入れてください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和8年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題 I】

劇団を運営する会社**甲**の従業員は、竜のキャラクター「リュウさん」の著作物を職務上作成し、その「着ぐるみ」及び「ぬいぐるみ」の意匠を職務上創作した。これらの意匠に係る意匠登録を受ける権利は、職務規定により、その発生した時から**甲**に帰属した。

「リュウさん」は、通常は「S」の形状をしており、驚くと「L」の形状に変化することを特徴とする架空のキャラクターである。「リュウさん」の「着ぐるみ」は、令和7年8月9日、ミュージカル『竜宮城』の初演の日に初めて公開され、ただちに広く知られるようになった。その直後、「リュウさん」の形状及びその変化を再現した手のひらサイズの「ぬいぐるみ」が**甲**によって販売されると即日完売となるほどに人気となり、「リュウさん」の「ぬいぐるみ」は**甲**の業務に係る物品として著名なものとなった。

ミュージカル『竜宮城』が初演された日から半年が経過した後、アミューズメント事業を営む**乙**は、『竜宮城』の世界を再現したテーマパークを開設することを計画している。そこで、**乙**は、テーマパークのスタッフ用アイテムの創作をファッションデザイナーの**丙**に依頼した。**丙**は、「帽子」、「シャツ」及び「ズボン」からなるユニフォーム一式の新規な意匠並びに「ポシェット」の新規な意匠を創作した。ユニフォーム一式の個々の物品には同一の亀の模様が施されているが、「ポシェット」は無模様であった。**乙**は、**丙**から各意匠に係る意匠登録を受ける権利を譲り受けた。

現在(令和8年6月28日)を基準として、次の各設問に答えよ。ただし、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

問1.

- (1) **甲**が、「リュウさん」の形状及びその変化を再現した「ぬいぐるみ」について意匠登録出願をするにあたって留意すべき点を説明せよ。
- (2) **乙**は、上記の「ポシェット」に「リュウさん」の「ぬいぐるみ」をチャーム(飾り)として付した「チャーム付きポシェット」の意匠について意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**について、拒絶理由が通知された。**乙**に通知されたと考えられる拒絶理由について、説明せよ。

(次頁へ続く)

問2.

- (1) **乙**は、「帽子」、「シャツ」及び「ズボン」からなるユニフォーム一式について意匠登録出願**B**をしようと考えている。**乙**は、どのような点に留意して願書の作成を行うべきか、願書における「意匠に係る物品」の欄の記載について言及しつつ、説明せよ。
- (2) **乙**は、上記のユニフォーム一式に加えて「ポシェット」の意匠も表して意匠登録出願**C**をしたところ、拒絶理由が通知された。**乙**に通知されたと考えられる拒絶理由を説明するとともに、その拒絶理由を解消し、出願**C**の図面に表されたすべての意匠について意匠登録を受けるために必要となる手続について、説明せよ。
- なお、願書及び図面等の記載要件（意匠法第6条）及び意見書の提出（同法第19条で準用する特許法第50条）について言及する必要はない。

問3.

甲は、「リュウさん」の「ぬいぐるみ」について意匠登録を受けた。その後、当該「ぬいぐるみ」の意匠に係る意匠権は、**甲**と**乙**の共有に係るものとなった。**乙**は、**T**銀行からテーマパークの運営資金の融資を受けたいと考えている。**乙**は、当該意匠権を**T**から借り入れる金員の担保とするために、意匠法上どのような対応をすることができるか、説明せよ。

【60点】

【問題Ⅱ】

下記の相談を受けた弁理士として、各設問に記載された事実のみを前提として、以下の各設問に答えよ。なお、各設問中の意匠登録出願の拒絶理由及び意匠登録を無効にすべき理由については考慮する必要はない。

問1. 令和8年5月8日 業務用調理器具メーカー**甲**からの相談：

弁理士**A**は、**甲**から、新規に創作したフライパン（甲製品）の製造販売のために、競合他社である業務用調理器具メーカー**乙**の意匠**イ**及び意匠**ロ**の意匠権についての実施権に関する相談を受けた。

（事実）

- 令和7年5月1日、**乙**は、フライパンの取手の部分（物品の部分）に係る意匠**イ**について日本国を指定締約国とする国際出願をした。
- 令和8年1月1日、**甲**は、意匠**イ**を知らないで、独自に甲製品の意匠を創作し、日本国内において甲製品の製造を開始した。
- 令和8年2月1日、**乙**は、フライパンの意匠**ロ**について日本国を指定締約国とする国際出願をした。
- 令和8年3月1日、**甲**は、甲製品の販売を開始した。
- 令和8年4月10日、意匠**イ**及び意匠**ロ**は、国際公表された。
- 令和8年5月1日、**甲**は、**乙**より次のような内容を含む警告書を受領した。
「**甲**が適法に甲製品を製造販売するためには、意匠権の設定登録前であっても、意匠**イ**及び意匠**ロ**について、**乙**の許諾を受けなければならない。」
- 甲製品の意匠は、意匠**イ**及び意匠**ロ**のいずれにも類似する。

（設問）

上記警告を受けた**甲**は、現段階において、**乙**にどのような回答をすべきか、説明せよ。

問2. 令和8年5月15日 業務用調理器具メーカー**丙**からの相談：

弁理士**A**は、**丙**から、鍋の部品である着脱式の取手（丙製品）の製造販売を行うにあたり、着脱式の取手が装着された鍋の意匠**ハ**に係る**乙**の意匠権について相談を受けた。

（事実）

- 令和8年4月1日、**乙**は、意匠**ハ**について意匠登録を受け、令和8年4月15日、意匠**ハ**が掲載された意匠公報が発行された。
- 丙製品の意匠は、意匠**ハ**の取手部分と類似する。丙製品は、意匠**ハ**に係る鍋の鍋本体にのみ取り付けられるものである。
- **丙**は、丙製品について、以下の計画を立てている。
 - (i) 令和8年7月1日に、日本国内で、丙製品の品質評価のため、少数の試作品の製造を開始する。
 - (ii) 令和8年8月1日に、日本国内で、丙製品の量産を開始する。

（設問）

上記(i)の試作品の製造行為、及び(ii)の量産行為が、意匠**ハ**に係る意匠権の侵害を構成するか、説明せよ。

【40点】